

平成 27 年 第 3 回

小海町議会定例会会議録

「第 1 日」

\* 開会年月日時 平成27年9月4日 午前10時00分

\* 閉会年月日時 平成27年9月4日 午後 5時20分

\* 開会の場所 小海町議会議場

会議の経過

○ 開 会

<b>議 長</b>	<p>皆さん、おはようございます。平成27年第3回定例会の開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。今年の夏は異常な猛暑が続き、観測史上最長となり、その後、冷夏となりました。また、台風も既に6月から16号まで発生しており、世界的異常気象ではないかと言われております。当地方も8月1日、野辺山地域におきまして雹が降り、そ菜に大きな被害が発生しました。当町も8月1日と8月6日に雹が降りましたが、幸いにも大きな被害とならず、出荷量は対前年比で10%近く減少いたしました。価格は前年比約11%のアップということで、高価格安定で推移しておるとのことです。また、昨年より実施しております地方創生Pねっと事業も7月で完売し、商工業の活性化に寄与されているとのごことでございますので、非常に喜ばしいことではないかと思う訳でございます。そうした中、今、政府は参議院で安保関連法案を審議中であり、戦後、70年続いて来た平和な暮らしを今後も国が国民を苦しめるような国にならないことを願うものであります。今定例会上程案件は、各事業決算案件が主であります。ご承知の通り、決算は執行者が予算執行を適正に行っているか、違法性はないかということ等を是正し、翌年度の財政運営に活かすことが必要になるために、決算制度がある訳でございます。議員各位におかれましては、町民益に叶う積極的な審議をお願い申し上げるものであります。ただ今の出席議員数は12人全員でございます。定足数に達しておりますので、ただ今から平成27年第3回小海町議会定例会を開会いたします。これから、本日の会議を開きます。なお暑いようでしたら、上着を脱いでいただいで結構です。</p>
	<b>日程第1 「<u>会議録署名議員の指名</u>」</b>
<b>議 長</b>	<p>日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長に</p>

議 長	<p>において第 1 1 番土橋勝一 君及び第 1 2 番佐藤二三雄君を指名いたします。</p>
	<p><b><u>日程第 2 「会期の決定」</u></b></p>
議 長	<p>日程第 2、「会期の決定について」を議題といたします。 本定例会の運営につきましては、去る 8 月 2 0 日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長から報告を求めます。議会運営委員長 井出 薫 君。</p>
議会運営 委員長	<p>ご報告します。本日招集の平成 2 7 年第 3 回小海町議会定例会の運営につきましては、去る 8 月 2 0 日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。本定例会に付議される案件は条例改正案 7 件、規約改正案 1 件、補正予算案 1 件、決算認定 6 件、請願 1 件の合計 1 6 件であり、会期は本日より 9 月 1 8 日までの 1 5 日間とする案を作成いたしました。一般質問の通告は、9 月 7 日、議案質疑終了後午後 5 時までとしますのでよろしくご協力の程をお願い申し上げます。なお、会期中の日程につきましては、定例会の会期中に、全議員による現地視察及び、全員協議会を開催いたします。今のところ、一般質問が 1 日で済めば 1 1 日、午前 9 時から、2 日間の場合は 1 1 日の一般質問終了後に合同現地視察及び全員協議会を開催する予定ですので、ご承知おき下さい。なお、本日の昼休み 1 2 時 3 0 分から議会運営委員会、及び各常任委員長の合同会議を開催しますので、併せてよろしくお願い申し上げます。以上でございます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。本定例会の会期は、ただ今議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日から 9 月 1 8 日までの 1 5 日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。 したがって本定例会の会期は、本日から 9 月 1 8 日までの 1 5 日間と決定いたしました。 なお、本日の議事日程はお手元に配布申し上げたとおりであります。</p>
	<p><b><u>日程第 3 「町長招集あいさつ」</u></b></p>
議 長	<p>日程第 3、町長より招集あいさつをお願いします。 町長、新井寿一 君。</p>
町 長	<p>皆さんおはようございます。平成 2 7 年第 3 回定例会の開会のご案内を申し上げますところ、大変お忙しいなか全議員のご出席を賜り、定刻に開</p>

会できますことに対しまして、心より厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。さて、川上村出身の油井亀美也宇宙飛行士は、国の使命を担い、国際宇宙ステーションで任務に就いていますが、10月には佐久地方の児童との交信が予定をされております。第1の使命、目的を達成し、そしてこれからも大きな成果を上げて帰還することを強く願っております。議長さんからもご挨拶がございましたけれども、今年の夏の日本列島の天候は、多発する異常気象によりまして、定まらない日々が続き、記録的な猛暑、地域によっては、熱中症患者が続発、その一方、火山噴火、台風、局地的な猛烈なゲリラ豪雨、突風また、この地域においては、特に川上村、南牧村において、雹による農作物が大きな被害に見舞われてしまいました。昨年も全国各地で災害が発生しましたが、災害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。阪神淡路大震災から20年、この災害から被災地における全国からのボランティアの皆さんの活動が始まったような気がします。3.11あるいは、広島県や長野県南木曾町などの、常に被災地で汗をかきながら一生懸命復旧活動をするボランティアの皆さんに対しまして、御礼を申し上げますと共に、頭の下がる思いで一杯でございます。当町においては、幸いにして近年、大きな災害はありませんが、改めて自然災害に強い町づくりと常に町民の安全、安心を守り、いざ、災害時の対応、対策に取り組んでいかなければならないと、常に感じております。そんな中、10月には、防災訓練を計画しているところでございます。終戦から70年、今年の夏は、平和の尊さを再認識した特別の夏でございました。広島、長崎原爆被爆者慰霊式、終戦の日の全国戦没者追悼式、原発反対運動など各地で先の大戦を顧み、平和を考える催しが多く行われました。各社の新聞報道では、全国戦没者追悼式での天皇陛下のお言葉が今までと変わり、深い反省が初めて盛り込まれたこと。また、平和の存続を切望する国民の意識という言葉も初めてあったと伝えております。今、国会では安全保障関連法案が審議されております。国民から丁寧な説明が求められています。安全保障は外交と防衛の両輪で成り立ち、対話を重視する外交、国民の全てが日本そして、世界の恒久平和を願っています。また、2020年開催の東京オリンピック、パラリンピックの準備でのどたばた、経済政策、TPP、政党の再編など党利党略とメンツではなく、日本の国のため、そして国民のための政治を国民は望んでおります。これまた、議長さんよりご挨拶がございましたけれども、町の農業は、特に高原野菜、花き等の農産物は最盛期を迎えております。春先の長雨による日照不足、そして猛暑が続き、また、最近、長雨と日照不足で農家の皆さんは大変なご苦労をしながら生産に励んでおります。これまでの出荷量、販売価格につきましては、後程、産業建設課長より概要を申し上げますが、天候不順による作柄が出荷量に若干の影響を与えておりますが、ここまではまずまずの価格で順調ではないかなと私自身感じております。今後、生産の安定と更なる価格の上昇により、秋には素晴らしい決算となることを強く願っ

ているところでございます。町では生涯学習センター北牧楽集館のオープンに向け、最終段階に入っております。関連事業につきましても、計画的にしっかり進めて参ります。また、人口ビジョン及び地方版の総合戦略の策定、町営住宅建設工事の実施概要等、全員協議会でご報告を申し上げますので、よろしくご審議を賜りたいと、このように思っているところでございます。なお、秋は本定例会の他、運動会、敬老会、清流祭、花き園芸品評会、戦没者追悼式等行事が盛り沢山でございますけれども、議員の皆様のご協力をよろしくお願いを申し上げます。それでは続きまして、本定例会に提案申し上げました議案につきまして、議事日程番号順に総括的なご説明を申し上げます。議案第38号の小海町生涯学習センター「北牧楽集館」条例の制定につきましては、整備を進めて参りました旧北牧小学校を生涯学習センター「北牧楽集館」として新たに設置するもので、名称等を定めるものでございます。議案第39号の小海町図書館条例の制定につきましては、「北牧楽集館」内の図書館を図書館法に基づく図書館として位置づけ、名称等を定めるものでございます。議案第40号の小海町公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、町公民館を「北牧楽集館」に機能集約するため、位置を移転し、併せて使用許可関係を「北牧楽集館」条例に規定することから、本条例から削除するものでございます。議案第41号の小海町使用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、公民館の移転に伴い「北牧楽集館」の使用料について、体育館、グラウンドを含めて規定するものでございます。議案第42号の小海町児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、北牧ふれあい児童館を地域活動支援センターとして用途変更するため、閉館するものでございます。議案第43号の小海町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、番号法の施行に伴い、特定個人情報等の定義を明確にし、関係規定を整備するものでございます。議案第44号の小海町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、住民基本台帳カードが廃止され、個人番号カードとなるため、関係規定を改正するものでございます。議案第45号の小海町北相木村南相木村中学校組合規約の変更協議につきましては、中学校組合の事務所の位置を役場から「北牧楽集館」に移転する規約変更について協議するものでございます。議案第46号の平成27年度小海町一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出の総額にそれぞれ298,700千円を追加し、総額を3,901,562千円とするものでございます。歳入につきましては、国庫補助金で地方創生交付金上乗せ分を3,550千円、財産収入では町有林の木材売払精算金4,231千円などを見込みました。繰越金は26年度決算に基づき290,810千円を追加し総額は330,810千円となりました。歳出につきましては、総務費で地方創生上乗せ交付金事業として「別荘を活用した移住定住促進事業」3,550千円を新たに計上し、積立金は、繰越金との調整に

より 219,000 千円を財政調整基金積み立てとして計上いたしました。民生費では、保育所と児童館の暖房機等の施設修繕費 3,678 千円を計上し、衛生費では、町営路線バスの小型バス更新費用 10,300 千円を計上いたしました。商工費では、小海線全線開通 80 周年記念事業を企画したことから、実行委員会への負担金 500 千円を計上し、9 月 12 日、13 日には総額 1,000 千円で企画列車の運行にあわせ小海線祭りを開催する運びとなっております。土木費では、町内の道水路などの修繕費用と除雪機 3 台分、合わせて 56,090 千円を追加し、各地区の要望に応じて参ります。教育費では、親沢屋内ゲートボール場屋根修繕工事補助金 827 千円を新たに計上する他、高原美術館の空調設備修繕費用 2,646 千円を計上いたしました。美術館につきましては、7 月下旬の故障であったことから緊急措置として修繕済みでございますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。認定第 1 号から第 6 号までは平成 26 年度の一般会計及び特別会計、水道事業会計の決算認定案件でございます。各会計とも監査委員の意見を付して、認定をお願いするものでございます。認定第 1 号の平成 26 年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額が 3,975,084,377 円、歳出総額は 3,595,487,347 円で、歳入歳出差引額は 379,597,030 円となり、繰越明許費繰越額を控除した実質収支は 330,810,030 円となりました。認定第 2 号の平成 26 年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額が 573,601,712 円、歳出総額は 571,417,655 円で、翌年度に 2,184,057 円を繰越しいたします。認定第 3 号の平成 26 年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額が 612,978,708 円、歳出総額は 609,507,448 円で、翌年度に 3,471,260 円を繰越しいたします。認定第 4 号の平成 26 年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額が 68,115,262 円、歳出総額は 68,044,347 円で、翌年度に 70,915 円を繰越しいたします。認定第 5 号の平成 26 年度小海町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額が 50,161,334 円、歳出総額は 49,896,419 円で、翌年度に 264,915 円を繰越しいたします。認定第 6 号の平成 26 年度小海町水道事業会計歳入歳出決算の認定につきましては、収益的収入が 93,519,891 円、収益的支出は 83,677,747 円となりました。なお、本決算につきましては上水道運営審議会でご審議をいただいております。以上、本定例会に提案いたしました議案について概要を申し上げます。詳細につきましては、副町長、会計管理者、各課長から説明申し上げます。なお、土村の旧栄荘跡地に計画しております町営住宅建設につきましては、8 月にプロポーザル方式で基本設計の提案審査を行いました。概要につきましては本定例会中の全員協議会でご説明申し上げ、契約議決議案を追加提案させていただく予定でございますので、併せてよろしくご審議を賜り、認定、可決、決定をお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

<u>日程第4 「諸般の報告」</u>	
<b>議 長</b>	<p>日程第4、「諸般の報告」を行います。</p> <p>議長としての報告事項は、議事日程綴りの4ページに申し上げますので、ご確認の程をお願いいたします。</p> <p>その他、報告事項のある方はお願いします。</p>
	(報告なし)
<b>議 長</b>	<p>以上で「諸般の報告」を終わります。</p>
<u>日程第5 「行政報告」</u>	
<b>議 長</b>	<p>日程第5、「行政報告」を行います。</p> <p>町長から行政報告をお願いします。</p> <p>町長、新井寿一君</p>
<b>町 長</b>	<p>それでは議事日程綴りの6ページから9ページに記載させて頂いておりますけれども、その中から6点を行政報告をさせていただきます。先ず一点目でございますけれども、8月24日に松原区と松原諏方神社の氏子の皆さんが役場にお見えになりまして、来年開催の御柱祭の支援について要請を受けました。町の大きな祭りであり、町内外からより多くの皆さんに参加して頂き、素晴らしい御柱祭になりますよう町を挙げて共に盛り上げていきたいと申し上げました。また、町といたしましても、来年度の予算に計上して参りますので、その時には議員の皆様方のご理解をよろしくお願ひしたいというふうに思います。二点目といたしまして、フィンランドビレッジの地代未納精算の件についてでございます。精算人として弁護士において進めておりますが、もう少し時間が掛り、弁護士と相談した結果、地代満額が返済される可能性はなく、資産精算配当金の額が示されるというふうに思います。その結果を受けて不足分は不納欠損金として処理せざるを得ない状況でございます。また、稲子新開の係争につきましては原告側から和解が打診され、県と共に高橋法律事務所と相談し、今後、対応をして参ります。三番目といたしまして、八峰の湯では7月1日から一週間、8周年記念、8月8日には八峰祭りを開催し、町内外から多くの皆様方にご来館を頂きました。四番目といたしまして、7月24日に佐久地方事務所長より(株)小海アスコンリサイクルプラントより木屑の中間処理について、これまで固定式の許可を取得していましたが、移動式と固定式兼用の処理を行いたいとの届出書が出され、意見を求められました。8月6日に民生文教常任委員会連絡会を開催していただき、協議をしていただきました。届出であり、現場での公害防止策に万全を期すこと、騒音、振動、粉じん等の生活環境等、周りに十分配慮し、トラブルが発生した場合</p>

	<p>は事業者において解決する旨を付して異議なしの回答をいたしました。また、地域との協定につきましては、変更後もしっかりと履行するよう町から指示をしたところでございます。五番目といたしまして、小海小学校6年生が8月5日、6日の体験学習で大洗町に行って参りました。海水浴、水族館等で大いに楽しみ、心に残る思い出になったとお聞きをしております。大洗町の小谷町長さんも当日、駆け付けて頂き、歓迎を頂いたとこのことでございます。心から感謝を申し上げますと共に、当然、直接お礼を申し上げたところでございます。六番目といたしまして、9月12日及び13日の両日、小海線全線開通80周年記念事業として小海線にトロッコ列車が運行され、小海駅に約1時間停車します。他には八千穂駅で30分、それ以外はほとんど2分、3分程度ということでまた、他に現在と過去に運行された列車が同時に小海駅に停車することになっております。南佐久町村で小海線を盛り上げ、小海線の名の存続と南佐久地域の宣伝を行うため、小海線祭りを小海駅で2日間行います。この件につきましては8月20日の議会運営委員会にお願いしましたが、今補正予算に50万円計上してありますので、よろしくご理解の程をお願いを申し上げます。なお、8月28日開催の郡の町村会において、町村会として30万円の補助金の交付を決定をしてございます。なお、皆さんご覧になったと思いますが、庁舎の玄関ホールに来年度長野県で開催されます全国植樹祭のシンボル木製の地球儀が展示されております。全国で開催県をリレーをされている物でございますけれども、来年度、佐久地域の植樹祭が小海町で実施されることが既に決定になっております。そういった意味から小海町に11日まで展示をされているということでございます。どうぞ議会の合間にご覧を頂ければありがたいというふうに思います。以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
<p><b>議 長</b></p>	<p>以上で町長の報告を終わります。 ほかに、行政報告がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>産業建設課長 【水道事業会計予算繰越計算書の報告】      総務課長 【健全化判断比率の報告】      【佐久広域連合第2回定例会の報告】      【小海町長期振興計画審議会の報告】      町民課長 【小海町保健推進協議会の報告】      子育て支援課長 【小海町結婚相談委員会の報告】      【小海町子育て支援推進委員会の報告】      産業建設課長 【小海町上水道運営審議会の報告】      【野菜・花きの生産動向の報告】      温泉専門幹 【観光交流センター運営委員会の報告】      教育長 【学校給食運営委員会の報告】      生涯学習課長 【小海町高原美術館協議会の報告】</p>

議 長	本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・副町長・教育長・代表監査委員・会計管理者・各課長・所長・専門幹であります。
	<u>【議案の上程】</u>
議 長	これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、議案第38号から及び議案第46号及び認定第1号から認定第6号につきましては、上程から説明までといたします。 それでは、順次議案を上程いたします。
	<u>日程第6「議案第38号」</u>
議 長	日程第6、議案第38号、「小海町生涯学習センター「北牧楽集館」条例の制定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 (教育長説明)
議 長	説明が終わりました。
	<u>日程第7「議案第39号」</u>
議 長	日程第7、議案第39号、「小海町図書館条例の制定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 (教育長説明)
議 長	説明が終わりました。
	<u>日程第8「議案第40号」</u>
議 長	日程第8、議案第40号、「小海町公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。



	(教育長説明)
<b>議 長</b>	説明が終わりました。
	<u>日程第 9 「議案第 4 1 号」</u>
<b>議 長</b>	日程第 9、議案第 4 1 号、「小海町使用料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
<b>議 長</b>	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
	(教育長説明)
<b>議 長</b>	説明が終わりました。
	<u>日程第 10 「議案第 4 2 号」</u>
<b>議 長</b>	日程第 10、議案第 4 2 号、「小海町児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
<b>議 長</b>	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
	(子育て支援課長説明)
<b>議 長</b>	説明が終わりました。
	<u>日程第 11 「議案第 4 3 号」</u>
<b>議 長</b>	日程第 11、議案第 4 3 号、「小海町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
<b>議 長</b>	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
	(総務課長説明)
<b>議 長</b>	説明が終わりました。
	<u>日程第 12 「議案第 4 4 号」</u>
<b>議 長</b>	日程第 12、議案第 4 4 号、「小海町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)

議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
	(総務課長説明)
議 長	説明が終わりました。
	<u>日程第 1 3 「議案第 4 5 号」</u>
議 長	日程第 1 3、議案第 4 5 号、「小海町、北相木村、南相木村中学校組合規約の一部変更について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
	(教育長説明)
議 長	説明が終わりました。
	<u>日程第 1 4 「議案第 4 6 号」</u>
議 長	日程第 1 4、議案第 4 6 号、「平成 2 7 年度小海町一般会計補正予算 (第 3 号) について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
	(副町長説明)
議 長	説明が終わりました。 ここで午後 1 時まで休憩といたします。
	(ときに午前 1 1 時 5 0 分)
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (ときに午後 1 時 0 0 分) 第 2 番 篠原伸男 議員は所用により欠席になります。 議事に入ります前に、先程 1 2 時 3 0 分から議会運営委員会および各常任委員長との合同会議を開催しましたので、その結果を議会運営委員長から報告願います。議会運営委員長 井出 薫 君。
議会運営 委員長	議会運営委員及び各常任委員長による合同会議の結果、各常任委員会の審査日程が決定しましたのでご報告いたします。 9 月 1 4 日 (月) 午前 1 0 時 0 0 分より 総務産業常任委員会 視察なし 9 月 1 5 日 (火) 午前 1 0 時 0 0 分より 民生文教常任委員会 視察なし なお、発議第 1 0 号安全保障関連法案廃案を求める意見書の提出についてを議案として、本日上程、採決を行うこととしましたので、よろしく願います。

<b>議会運営 委員長</b>	また、午前中も申し上げましたとおり、両委員会合同の現地視察を11日午前に行い、終了後、全員協議会を行う予定ですのでご承知おきください。以上で報告を終わります。
	<b><u>日程第15 認定第1号</u></b>
<b>議長</b>	日程第15、認定第1号、「平成26年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
<b>議長</b>	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
	(会計管理者説明)
<b>議長</b>	説明の途中ですが、ここで午後2時10分まで休憩とします。 (ときに1時50分)
<b>議長</b>	休憩前に引き続き会議を開きます。 (ときに2時10分)
	(引き続き会計管理者説明)
<b>議長</b>	説明が終わりました。
	<b><u>日程第16 認定第2号</u></b>
<b>議長</b>	日程第16、認定第2号、「平成26年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
<b>議長</b>	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
	(町民課長説明)
<b>議長</b>	説明が終わりました。
	<b><u>日程第16 認定第2号</u></b>
<b>議長</b>	日程第16、認定第2号、「平成26年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
<b>議長</b>	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
	(町民課長説明)
<b>議長</b>	説明が終わりました。
	<b><u>日程第17 認定第3号</u></b>

議 長	日程第 17、認定第 3 号、「平成 26 年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
	(町民課長説明)
議 長	説明が終わりました。
	<b><u>日程第 18 認定第 4 号</u></b>
議 長	日程第 18、認定第 4 号、「平成 26 年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
	(町民課長説明)
議 長	説明が終わりました。 ここで午後 3 時 20 分まで休憩とします。 (ときに 3 時 00 分)
	<b><u>日程第 19 認定第 5 号</u></b>
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (ときに 3 時 20 分) 日程第 19、認定第 5 号、「平成 26 年度小海町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
	(産業建設課長説明)
議 長	説明が終わりました。
	<b><u>日程第 20 認定第 6 号</u></b>
議 長	日程第 20、認定第 6 号、「平成 26 年度小海町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
	(産業建設課長説明)
議 長	説明が終わりました。

<b>【監査報告】</b>	
<b>議 長</b>	<p>以上で平成26年度小海町一般会計及び各種特別会歳入歳出決算の説明が終了しました。</p> <p>ここで、平成27年8月24日付けで、監査委員から決算審査意見書が提出されていますので、監査委員の報告を求めます。</p> <p>代表監査委員 篠原 利樹 君。</p>
	(監査委員報告)
<b>議 長</b>	以上で監査委員からの報告を終ります。
<b>日程第21 請願・陳情等</b>	
<b>議 長</b>	<p>日程第21、請願第2号、陳情第7号から陳情第11号を一括して議題といたします。</p> <p>請願・陳情書等の朗読は各委員会をお願いいたします。</p> <p>請願・陳情等について補足説明のある方は挙手をお願いいたします。</p>
	(補足説明なし)
<b>議 長</b>	<p>補足説明なしと認めます。</p> <p>お諮りいたします。審議時間が午後5時まで僅かになってきておりますので、審議が終了するまでを時間延長したいと思います。これにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
<b>議 長</b>	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>ここで暫時休憩とします。 (ときに午後 4時34分)</p>
<b>日程第22 「発議第10号」</b>	
<b>議 長</b>	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。 (ときに午後 5時05分)</p> <p>日程第22、発議第10号 安全保障関連法案廃案を求める意見書の提出について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。</p>
	(事務局長朗読)
<b>議 長</b>	<p>朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。</p> <p>第10番 井出 薫 君。</p>
	(提出者説明)
<b>議 長</b>	<p>説明が終わりました。これから質疑を行ないます。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
	(質疑なし)

議 長	これにて質疑を終結いたします。 これより討論を行います。討論のある方は挙手を願います。
3 番議員	先程、別室で私の考えというか、持論を述べさせて頂きましたので、ここでまた、くどくどと言いません。前から申していますように、私は自国、自分の国は自分達で守るのだという強い意志がなければ駄目。それで、世界が様変わりして、昨日の抗日 70 年の中国の軍事パレードを見ても分かる通り、相当、世界は変わってきております。今のトップが自衛隊だけでは日本の国は守れないという考えに至るのも分かるような気がします。もちろん、私も戦争は反対です。でも、何か手を打っていかなければ、存続できなくなっていくんじゃないかと。先程、別室でも申しましたが、日米安全保障条約を作る時に、大学生、一般市民の方のすごいデモがあって、女子大生がそのデモの最中亡くなったりしました。その時は、皆、国民も安全保障条約なんかいらんんじゃないかと思った人達も大分いたと思います。でも、今までこの日本が平和に暮せたということは、日米安保条約があって、アメリカに守られたとは言えませんが、アメリカと同盟を結んでやってきたからではないかと私は思っております。それによりまして、私はこの案に対しては反対であります。以上です。
議 長	他に討論はございますか。
9 番議員	私は、この意見書案に対して、賛成の立場で討論をいたします。ただ今、3 番議員、安全保障という立場から、この意見書案には反対だとおっしゃられましたが、はたして戦後 70 年のこの日本の平和が守られてきたのは、いったい何だったのかということをやはり、今、考える必要があるのではないのでしょうか。やはり、憲法第 9 条があったから、他国を攻めることもなかったし、攻められることもなかった。それが今に至るのではないのでしょうか。この意見書案にありますように、集団的自衛権の行使容認を始め、日本国憲法の平和原則を大きく転換するこの法案だと思います。他国の戦争に参戦するという、そういう内容のもので、自国を守るという内容では到底ないと思います。安全という文字を使っていますが、今度はテロの標的にもなりかねない、そういった内容であります。それは国会で今、審議されていますが、審議をすればする程、矛盾が出て来ています。到底国民の理解が得られない。だからやはり強行的に採決をしようとしているということだと思います。先日の国会前の 12 万人の集会、党派を超えて若者、子供、お年寄り、学者等が集まりました。いったい憲法で何なんだ。主権者は誰なんだということを皆さん声を上げられました。私もこの安全保障関連法案廃案を求める意見書、ぜひ、皆さん賛同して頂いて、提出して頂きたいと思います。よろしく願います。
議 長	他に討論はございますか。
	(討論無し)

議 長	これで討論を終わります。これから発議第10号を採決いたします。 提出者の説明のとおり、発議第10号に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手多数)
議 長	挙手多数と認めます。 したがって、発議第10号は原案のとおり可決され、関係機関に提出することといたします。
	<u>○ 散 会</u>
議 長	<p>以上で本日の日程はすべて終了いたしました。 議案質疑は9月7日、月曜日、午前10時から行います。 これにて本日は散会といたします。 ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">(ときに午後5時20分)</p>